

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について」
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

- 1 事業所得等の特例(措法第10条の5の6等)の改正に伴う整備
事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)10の3~14共一1等)。
- 2 その他所要の整備
上記のほか、所要の整備を行う。